

松阪市市民活動センター 団体登録確認内容

1. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでない。
また、政治資金規正法 第三条の政治団体でない。

政治資金規正法

(定義等)

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
 - 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
 - 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
- イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

2. 特定の公職（公職選挙法 第三条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでない。

公職選挙法

(公職の定義)

第三条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

3. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でない。また、宗教団体でない。
4. 余剰利益を構成員に分配する営利活動を目的としていない。
5. 暴力団若しくは暴力団員の構成員等の統制下にある団体でない。